



泉南市立保育所職員対象さすまた指導

危機管理の向上を目的に公立保育所5か所の職員28名を対象にした防犯訓練がりんくう体育館で開催されました。泉南警察署員指導による訓練は警察官扮する不審者が、僅か5秒の間に8人の職員に斬りつけるというショッキングな抜き打ちの模擬訓練にはじまり、まず不審者の侵入を許さないことを前提とし、万一侵入を許してしまった場合のさすまたの使用について、2人一組の上下、左右、前後からの撃退法をそれぞれ不審者役、職員役を交互に体験して行う真剣な内容のものとなりました。

訓練を体験した職員は、「さすまたを使わなくてはならない事があっても、今回指導してもらっているのといないのでは全然違う。参加していない職員にも指導し、防犯意識を高めていきたい」と語っていました。

(2月22日)

今月の主な内容

- 保育所職員対象 さすまた指導 …1
- 泉南市長・泉南市議会 議員補欠選挙 …2~3
- 情報BOX …4~9
- information (お知らせ) …10~17
- シリーズ人権 …18~19
- 健康コーナー …20~21
- まちかどスナップ …22~23
- ふるさと歴史紀行 …24

記事中の問い合わせ

内線番号が書かれたものは、市役所(☎83-0001)へ
その他については、下記へ

消防本部	☎(85) 0 1 1 9
水道部	☎(82) 6 5 5 1
清掃課	☎(83) 5 8 7 5
保健センター	☎(82) 7 6 1 5
市民体育館	☎(82) 1 0 0 0
文化ホール	☎(82) 7 7 6 7
図書館	☎(82) 7 7 6 6
青少年センター	☎(84) 3 5 0 0
人権ふれあいセンター	☎(83) 6 4 4 7
樽井公民館	☎(83) 4 3 6 1
新家公民館	☎(83) 9 3 1 4
信達公民館	☎(83) 9 2 6 4
西信達公民館	☎(83) 9 2 7 0
あいぴあ泉南	☎(85) 0 7 0 7
古代史博物館	☎(83) 6 7 8 9
人権推進部	☎(80) 2 8 5 5

「広報せんなん」をホームページで閲覧できます。

アドレス:http://www.city.sennan.osaka.jp/jyoukan/catv_kouhou/kouhou/kouhou1.htm

泉南市の人口(2月末現在)	
人口	65,980人
男	32,108人
女	33,872人
世帯数	24,103世帯

さあ投票 選挙の主役はあなたです

泉南市長選挙および泉南市議会議員補欠選挙

■投票日
四月三十日(日)

■投票時間
午前七時～午後八時まで

■投票のできる方
▽昭和六十一年五月一日までに生まれた方
▽平成十八年一月二十二日までに転入の届出をし、引き続き泉南市の住民基本台帳に記載されている方(ただし、投票日までに市外に転出された方は投票できません)
▽泉南市内で転居された方で、平成十八年四月十四日までに転居届をした方は新住居地の投票所で、四月十五日以降に転居届をした方は旧住居地の投票所で投票することになります

■入場整理券
選挙人の方には、投票日の前日までにハガキで入場整理券を郵送します(その入場整理券に記載されている投票所で投票してください)

■期日前投票
投票日当日に仕事や旅行等の理由により投票することができない方は、市役所において期日前投票ができます(入場整理券が届いている方はご持参ください)

■期日前投票の期間(祝日を含む)
四月二十四日(月)～二十九日(祝)の午前八時半～午後八時、市役所別館一階会議室にて

■滞在地での不在者投票
長期出張などで、泉南市に住所をおいたまま遠方で滞在している方などは、泉南市選挙管理委員会から投票用紙の交付を受け、最寄の選挙管理委員会にて投票をする滞在地での不在者投票ができます

■指定施設での不在者投票
病院や老人ホームなどの施設に入院または入所している方で、投票日当日に投票所へ行けない方は、その病院や老人ホームなどが不在者投票施設に指定されています。そこで投票することができます。病院または施設の事務所などに、投票したい旨の申し出をしてください

■郵便による不在者投票
身体障害者手帳または戦傷病者の視覚障害者の方々に対し、候補者の情報を提供するため、点字版または朗読テープによる「選挙のお知らせ」をどちらか郵送することとしています。ご希望の方は、電話で泉南市選挙管理委員会まで申込みください(今まで、国政選挙等で希望されている方々には今回も郵送します)

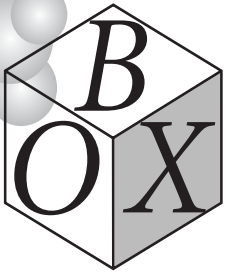
■投票は指定された場所です
投票所は市内二十四か所がありますが、お届けする入場整理券に記載の投票所で投票してください(他の投票所では投票できません)

■立候補の届出
四月二十三日(日)午前八時半～午後五時(受付は市役所一階正面玄関)に市役所二階大会議室(午後からは選挙管理委員会事務局)で(必ず届出書類に押した印鑑をご持参ください)

▼問合せ 泉南市選挙管理委員会事務局(内線二二六〇)

<p>①新家公民館</p> <p>新家2948番地</p>	<p>②高野老人集会場</p> <p>新家2391番地3</p>	<p>③兎田老人集会場</p> <p>兎田469番地1</p>	<p>④市場区民センター</p> <p>信達市場2076番地1</p>
<p>⑤信達公民館</p> <p>信達牧野413番地</p>	<p>⑥十二本松遥拝所</p> <p>信達牧野328番地</p>	<p>⑦岡中老人集会場</p> <p>信達岡中620番地</p>	<p>⑧東信達老人集会場</p> <p>信達金熊寺812番地2</p>
<p>⑨童子畑老人集会場</p> <p>信達童子畑412番地</p>	<p>⑩西信達公民館</p> <p>岡田3丁目9番7号</p>	<p>⑪西信達東老人集会場</p> <p>中小路1丁目10番4号</p>	<p>⑫関空マールコート集会所</p> <p>岡田7丁目1664番地70</p>
<p>⑬人権ふれあいセンター</p> <p>樽井9丁目16番2号</p>	<p>⑭樽井小学校</p> <p>樽井4丁目29番1号</p>	<p>⑮男里老人集会場</p> <p>男里3丁目3番16号</p>	<p>⑯幡代老人集会場</p> <p>幡代1丁目13番19号</p>
<p>⑰馬場老人集会場</p> <p>馬場2丁目15番3号</p>	<p>⑱砂川老人集会場</p> <p>信達市場116番地460</p>	<p>⑲大苗代区民会館</p> <p>信達大苗代600番地1</p>	<p>⑳浜老人集会場</p> <p>男里7丁目29番20号</p>
<p>㉑一丘団地集会所</p> <p>信達大苗代62番地</p>	<p>㉒泉南中学校</p> <p>樽井2丁目9番1号</p>	<p>㉓新家小学校体育館</p> <p>新家975番地</p>	<p>㉔下村老人集会場</p> <p>新家3552番地1</p>

情報



イベントなどの情報ページ

青少年センター
青少年センター連絡先申込み問合せに
利用ください。〒五九〇〇五二 泉南
市榑井八十三十八 青少年センター
mail: seishonen-center@city.seinan
jp / ☎(84)3371

進路を考えよう 中学生学習相談会

seishonen

青少年センターでは、学習相談会に参加する中学生を募集しています。▼ときⅡ四月二十一日(金)からの毎週金曜日の午後六時～七時半(数
学)・土曜日の午前十時～十一時半(英語)▼ところⅡ青少年センター▼学習科目Ⅱ数学・英語▼対象Ⅱ市内の中学生▼定員Ⅱ各学年・各教科二十名(多数の場合は抽選)▼参加費Ⅱ無料(保険加入希望の場合は五〇〇円必要)▼申込み・問合せⅡ四月十七日(月)(必着)までに往復ハガキまたは、Eメールで、学習相談会参加希望科目、参加者・保護

者氏名(ふりがな)、住所、電話番号、学校名、学年を記入の上、青少年センターへ

中学生学習相談会の講師を募集します

seishonen

青少年センターでは、中学生を対象に実施する学習相談会の講師を募集しています。▼募集科目Ⅱ数学・英語▼ときⅡ毎週金曜日の午後六時～七時半・土曜日の午前十時～十一時半▼対象Ⅱ大学生・短大生・専門学校生▼募集人数Ⅱ若干名▼提出書類Ⅱ履歴書▼申込み・問合せⅡ青少年センターへ

いろいろなシャボン玉を作って遊ぼう

seishonen

▼ときⅡ四月二十二日(土)午前十時～十一時半▼ところⅡ青少年センター▼対象Ⅱ市内の小・中学生▼定員Ⅱ三十名程度▼参加費Ⅱ無料▼申込みⅡ

赤ちゃん教室(〇歳児向け)に参加しませんか

榑井公民館と子育て支援センター「ひだまり」が一緒に赤ちゃん教室を開催します。▼ときⅡ六月一日～七月六日の毎週木曜日(全六回)。時間は午前九時四十五分～十一時十五分▼ところⅡ泉南中学校▼対象Ⅱ平成十七年四月二日～平成十七年十一月三十日生まれの子どもの保護者▼内容Ⅱふれあい遊び、おもちゃ作り、調理実習「離乳食初期から完了期まで」、保育所交流・講義「子どもの言葉の獲得と絵本のお話」「子どもによくある病気とその予防」「離乳食と食生活について」「子どもの発達とつけ」、保護者交流など▼参加費Ⅱ無料(実習の材料費は各自負担)▼定員Ⅱ十五組程度(多数の場合は抽選)▼主催Ⅱ泉南市地域家庭教育推進協議会▼その他Ⅱ▼きょうだいの保育あり(ただし、子ども一人につき保険料五〇〇円が必要)▼八月二十四日(木)から西信達中学校で同じ内容で実施予定(対象は平成十七年四月二日～平成十八年二月二十八日生まれ)▼申込み・問合せⅡ五月十二日(金)までに電話で子育て支援センター「ひだまり」へ☎(84)3371

わんぱく教室(一歳児向け)に参加しませんか

子どもの成長・健康・食生活などについて交流しませんか。▼ときⅡ五月八日(月)・十一日(木)・十五日(月)・十八日(木)・二十二日(月)・二十五日(木)(全六回)。時間は午前十時～十一時半▼ところⅡ子育て支援センター「ひだまり」▼対象Ⅱ平成十六年四月二日～平成十七年四月一日生まれの子どもの保護者▼内容Ⅱふれあい遊び、親子での遊び、ミニ講座「食生活」、調理実習「おやつ」、保育所交流、保護者の交流など▼参加費Ⅱ無料(実習の材料費は各自負担)▼定員Ⅱ十五組程度(多数の場合は抽選)▼その他Ⅱ▼きょうだいの保育は問合せください▼七月十三日(木)から同じ内容同じ対象年齢で実施予定▼申込み・問合せⅡ四月二十一日(金)までに電話で子育て支援センター「ひだまり」へ☎(84)3371

のびっ子教室(二歳児向け)に参加しませんか

子どもの年齢に合わせた遊びを楽しみませんか。▼ときⅡ五月十日～六月十四日の毎週水曜日(全六回)。時間は

当日受付▼問合せⅡ青少年センター

よさこいおどりに参加しませんか

seishonen

友だちや親子でよさこい踊りを楽しみませんか。▼ときⅡ四月十五日～九月十六日の毎月第三・四土曜日(全十一回)午後一時半～三時半(変更の場合あり)▼ところⅡ青少年センター▼対象Ⅱ市内の小・中学生とその保護者▼定員Ⅱ二十名▼参加費Ⅱ無料(ただし保険料五〇〇円必要)▼申込み・問合せⅡ四月十日(月)までに、電話かEメールでよさこいおどり参加希望、参加者・保護者氏名(ふりがな)、参加人数、住所、電話番号、学校名、学年を記入の上、青少年センターへ

読み聞かせの会を開催します

seishonen

泉南子どもゆめ活動実行委員会では、お話や紙芝居などの読み聞かせの会を開催します。▼ときⅡ①四月十五日(土)午前十時～十時四十分②十七日(月)午後三時四十五分～四時半▼ところⅡ青少年センター▼対象Ⅱ小学生以下の子ども▼定員Ⅱ二十名▼費用Ⅱ無料▼申込み・問合せⅡ電話、E

読み聞かせ講習会を開催します

seishonen

泉南子どもゆめ活動実行委員会では、泉南らしいな読み聞かせ講習会を開催します。▼ときⅡ四月十五日(土)午前十時四十五分～十二時半▼ところⅡ青少年センター▼内容Ⅱ子どもたちと共に育つ「読み手と聞き手」▼講師Ⅱ河野教子さん▼対象Ⅱ十八歳以上の方で、子どもに本などを読み聞かせたい方▼定員Ⅱ二十名▼参加費Ⅱ無料▼申込み・問合せⅡ電話、Eメールで青少年センターへ

自習室を開放します

seishonen

▼ときⅡ毎週土曜日午前九時半～十一時半▼ところⅡ青少年センター三階教室▼対象Ⅱ市内の小中学生・高校生▼申込み・問合せⅡ電話、Eメールで青少年センターへ

日本語をはじめように参加しませんか

seishonen

日本語教室に参加する青少年を募集しています。▼ときⅡ四月十二日(水)から毎週水曜日午後四時半～五時半▼と

加者と一緒に遊びをつくりたいと思います)▼その他Ⅱ▼お茶以外は飲食できません▼上ぐつ(親子)、着替え、お茶等は各自ご持参ください▼申込みⅡ不要▼問合せⅡ子育て支援センター「ひだまり」☎(84)3371

子育て支援センター「ひだまり」の出勤保育

「ひだまり」のスタッフが出勤で遊びの場を提供します。▼ときⅡ①四月七日(金)②二十一日(金)。時間はいずれも午前十時～十一時半▼ところⅡ①花咲きファーム②りんくう南浜公園(いずれも駐車場有)▼対象Ⅱ就学前の子どもの保護者▼内容Ⅱ歌・手遊び・ペープサート・親子の遊び等▼その他Ⅱ▼雨天中止▼お茶以外は飲食できません(終了後お弁当等を食べることは可能です)▼紙おむつはお持ち帰りください▼着替え、敷物等は各自ご持参ください▼申込みⅡ不要▼問合せⅡ子育て支援センター「ひだまり」☎(84)3371

保育所(園)で遊びませんか

保育所や幼稚園に通っていない方、親子で遊びにきませ

ころⅡ青少年センター▼内容Ⅱ小学生レベルの日本語▼対象Ⅱ市内在住で以前外国に暮らしていた青少年および外国人の子ども(いずれも中学生まで)▼定員Ⅱ二十名▼費用Ⅱ無料▼申込み・問合せⅡ電話、Eメールで青少年センターへ

私たちの野鳥観察会

seishonen

泉南子どもゆめ活動実行委員会では、私たちの野鳥観察会を毎月開催します。身近な自然を体感しませんか。▼ときⅡ四月十五日(土)午前九時～正午▼ところⅡ青少年センター周辺▼対象Ⅱ小・中学生▼定員Ⅱ十五名▼費用Ⅱ無料▼申込み・問合せⅡ電話、Eメールで青少年センターへ

こころホットラインをご利用ください

seishonen

子育てなどに関するさまざまな思いや悩みをご相談ください。▼ときⅡ毎週水曜日の午前九時半～正午▼ところⅡ青少年センター▼費用Ⅱ無料▼その他Ⅱ秘密は厳守します▼申込み・問合せⅡ電話、Eメールで青少年センターへ

んか。子育て相談もお受けしております。▼ときⅡ①四月十一日(火)、二十五日(火)、五月九日(火)、二十三日(火)②四月六日(木)、二十日(木)、五月十八日(木)▼ところ・連絡先①ちびっこ広場(鳴滝第二保育所内の遊戯室、所庭)☎(84)3371②ココアンジュ新家☎(84)0190▼開放時間①午前十時～十一時半②午後一時半～三時▼その他Ⅱ信達保育所、榑井保育所、浜保育所、鳴滝第一保育所は六月から所庭開放します▼問合せⅡ児童福祉課(内線二八二)

おはなしひろば

ぴよぴよ・てくてく

図書館において今月から、〇～三歳向きのおはなし会がスタートします。あかちゃんと一緒に絵本やわらべうたを楽しんでみませんか。▼ときⅡ四月七日(金)①おはなしぴよぴよ・午前十時二十分～二十分程度②おはなしてくてく・午前十一時～三十分程度▼ところⅡ図書館一階じゅうたんコーナー▼対象Ⅱ①〇、一歳のあかちゃんと保護者②二、三歳のお子さんと保護者▼定員Ⅱ各回先着二十組程度▼参加費Ⅱ無料(申込み不要)▼その他Ⅱ対象年齢は目安です▼問合せⅡ図書館

毎月第二土曜は

土曜おはなしひろばへ

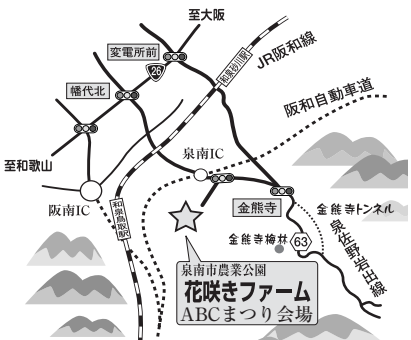
司書が子どもたちと本との新しい出会いの場を作ります。▼とき四月八日(土)午後二時半～三十分程度▼ところ図書館二階視聴覚室▼対象四歳以上のお子さんとその保護者▼定員各回先着四十名(途中の出入りは不可)▼参加費無料▼その他第一・三・四土曜日の午後二時半～三十分程度、同場所において紙芝居ボランティア「拍子木」による紙芝居があります(〇歳から入場可。申込みは不要)▼問合せ図書館

ライフキッズスポーツクラブ参加者募集

親子でふれあい運動に親しみませんか。▼とき五月二十日②六月三日③十七日④七月一日⑤十五日の各土曜日。時間は午前十一時～正午▼ところ市民体育館・第二競技場▼内容①バンバンフリッピーで遊ぼう②力を合せてパルーンで遊ぼう③キッズピクストリズム運動④バンバンフリッピーで遊ぼう⑤キッズピクストリズム運動▼対象就学前の幼児(三歳以上)とその保護者▼定員三

第八回ABCまつり開催&フリマ出店者募集

泉南市ABC委員会では、今年も緑いっぱい・夢いっぱい、様々なイベントで市民の皆様をお迎えいたします。



▼とき四月二十九日(祝)午前十一時～午後三時▼ところ泉南市農業公園「花咲きファーム」▼イベントの主な内容▼花の苗プレゼント▼喫茶、紙芝居▼有機野菜販売▼おもちゃ作り▼アナゴの天ぷらなどの販売他▼その他▼当日は、南海樽井駅・市役所・JR和泉砂川駅・花咲きファーム間の循環バスを運行▼車での来場も可能▼フリーマーケット出店者募集▼市内在住、在勤の方で三十店(申込み順)。持ち出し店一m×二m、協力金一、〇〇〇円(荒天中止のみ返却)なお、飲食類の

十五組(申込順)▼参加費親(大人一人と子ども一人)で二、〇〇〇円(子ども一人追加ごとに一、〇〇〇円)▼主催泉南市体育指導委員協議会(助)ライフスポーツ振興財団▼申込み・問合せ四月八日(土)～十六日(日)(月曜午後八時)は休館)に市民体育館設置の申込用紙に必要事項を記入の上、参加費を添えて市民体育館窓口へ(電話210000)

泉南市スポーツチャレンジャー協会会員募集

安全で痛くないソフト剣で自由に打ち合う中で、体力・敏捷性を身につけ勇氣と胆力を養います。▼体験会四月一日(土)、十五日(土)、五月六日(土)、二十日(土)午後三時～四時半▼ところ有朋館道場(砂川駅すぐ)▼対象小学生以上の市内在住在勤者▼問合せ同協会事務局(電話2747)

泉南市リズム体操クラブ部員募集

身体のシェイプアップと心のリフレッシュを一緒にしませんか。▼とき毎週水曜日午前十時～十一時半▼ところ市民体育館▼費用▼月額一、五〇〇円(会費)▼保険料一、五〇〇円(年度内)

第四回泉南「楽」会を開催します

販売はできません▼出店申込み・問合せ四月十日(月)～二十一日(金)に協力金一、〇〇〇円を持参の上、泉南市ABC委員会総合事務局泉南市地域振興課へ(内線五八三)

戦国時代の純朴な泉南の農村に伝わるお菊伝承を華麗な音の響きで伝えます。▼とき五月十四日(日)午後二時～四時▼ところ文化ホール▼内容第一部/オープニングコンサート、第二部/「伝承の姫君お菊」音楽物語お菊伝承を語るスライドショー、第三部/音楽物語(フルート・チェロピアノのアンサンブル演奏、ソプラノの歌、手毬唄とナレーションによって、お菊の波乱にみちた生涯を綴る)▼出演者佐々木信乃(ソプラノ)、今川智恵子(フルート)、西規子(チェロ)、藪内房子・煙生江美(ピアノ)、泉南市少年少女合唱団(手毬唄)、宮本和侑(作曲・指揮)石神節子(ナレーター)松田秀逸(お話)上之山幸代(総司会)▼参加費無料▼定員五〇〇名(申込順)▼申込み・問合せ五月二日(火)までに、電話かFAX、または

▼体育館使用料二〇〇円(一回)▼申込み・問合せ同クラブ事務局(電話1313)

社交ダンスパーティー

一緒にダンスを楽しみましょう。▼とき四月十六日(日)午後六時～八時四十五分▼ところ市民体育館▼参加料一、〇〇〇円▼その他当日上履靴(ダンスシューズ)、女性の方はヒールカバを着用してください▼主催泉南市レクリエーション協会所属泉南市社交ダンス協会▼連絡先西願(電話090・3923・2235)▼問合せ生涯学習課(内線二四七)

泉南市少年少女合唱団スプリングコンサート

ミュージカル「アニー」を中心に、かわいい歌声でお届けします。▼とき四月十六日(日)午後二時開演▼ところ文化ホール▼入場料・申込み不要▼問合せ生涯学習課(内線二五三)

泉南市少年少女合唱団団員募集

歌やミュージカルの好きな人、友だちをたくさんつくつ

Eメールで、泉南市生涯学習課へ(電話00001(内線二四七) 電話7306 / e-mail: syougai@city.sennan.lg.jp

陸上自衛隊信太山駐屯地創立四十九周年記念行事

▼とき四月九日(日)(一般開放は午前九時～午後三時)▼ところ陸上自衛隊信太山駐屯地(大阪府和泉市伯太町官有地)▼内容観閲式、音楽・太鼓演奏、訓練展示、装備品展示、野外売店他▼その他▼荒天の場合は、行事の中止または変更の場合があります▼駐車場は限りがありますので、公共の交通機関をご利用ください▼午前九時からJR信太山駅から駐屯地まで無料のシャトルバスを運行します▼問合せ陸上自衛隊信太山駐屯地広報室(電話0725・41・0090(内線二〇四))

春の山野草展

▼とき四月十五日(土)、十六日(日)午前十時～午後五時▼ところ新家山田家住宅▼主催新草会(新家公民館クラブ)▼その他▼俳句短冊も展示▼両日とも先着二十名に山野草の苗を進呈▼問合せ新草会事務局(電話3113)

てみたい人、ぜひご参加ください。▼とき毎週土曜日午後二時～四時▼ところ信達公民館▼対象小学一年生～中学三年生までの男女▼募集人員三十名(申込順)▼費用▼入団費三、〇〇〇円(年会費・制服貸与代等)▼月会費二、〇〇〇円(活動費・合宿費等)▼その他▼男子の団員を歓迎▼練習日に見学・体験可能(予約不要)▼申込み五月二十七日(土)までに信達公民館へお越しください▼問合せ生涯学習課(内線二五三)または信達公民館(電話9264)

劇団こころ「聖の青春」をみる集い

▼とき五月七日(日)午後一時開演▼ところ文化ホール▼参加協力券一般三、〇〇〇円、中・高校生二、五〇〇円、小学生二、〇〇〇円(当日各五〇〇円増)▼主催泉南よい映画をみる会▼申込み宇野(電話3820)▼問合せ生涯学習課(内線二四七)

お茶会のご案内

▼とき四月十五日(土)午前十時～午後四時半、十六日(日)午前九時半～午後四時▼ところ信達公民館▼主催泉南山野草会▼問合せ泉南山野草会事務局(電話7569)

春の山野草展示会

▼とき四月十五日(土)午前十時～午後四時半、十六日(日)午前九時半～午後四時▼ところ信達公民館▼主催泉南山野草会▼問合せ泉南山野草会事務局(電話7569)

「発掘せんなん」展好評開催中

平成十六年度発掘調査の成果を出土品とともにご紹介いたします。▼とき六月三十日(金)まで▼ところ古代史博物館▼入館料無料▼休館日土日祝日(ただし第二・四土曜日は開館)▼展示遺跡男里遺跡(男里、馬場、幡代)、戎畑遺跡(樽井)、北野遺跡(北野)、新伝寺遺跡(北野)、海会寺跡(信達大苗代)など▼問合せ古代史博物館(電話6789)

フィールドワーク

歴史倶楽部参加者募集

歴史倶楽部では、年間のテーマを設定し、楽しく歴史に触れていただきます。ぜひご参加ください。▼とき四月十二日(水)午後二時、年間予定などの説明会(参加希望者の方は必ず出席してください)

延)▼ところ泉南市農業公園花咲きファーム、かるがもの里(デンドロビウム・胡蝶蘭の見学と販売有)▼会費五〇〇円(当日)▼連絡先鼎(電話3382・向井(電話3718)▼問合せ生涯学習課(内線二四七)

山田家住宅一般公開&女性六人展

▼とき四月二十一日(金)～二十三日(日)午前十時～午後五時▼ところ新家山田家住宅(新家駅徒歩五分、駅に案内板あり)▼入場料・申込み不要(ただし、パンフレット代一〇〇円の協力金をお願いいたします)▼募集山田家でイベントを開催していただける方▼問合せ生涯学習課(内線二四八)

紀泉わいわい村春祭り

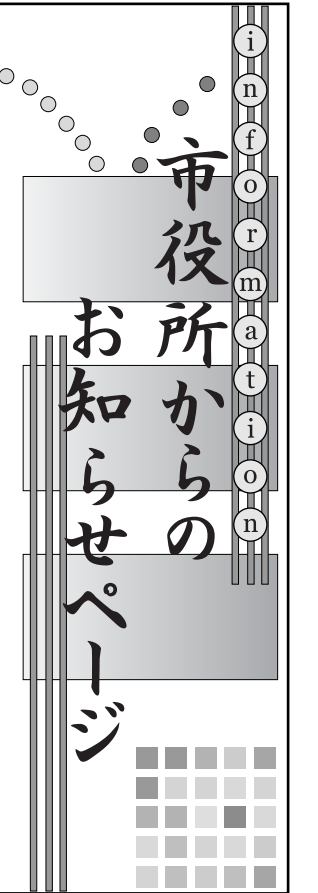
▼とき四月二十二日(土)、二十三日(日)▼ところ紀泉わいわい村(泉南市信達葛畑二〇七堀河ダム上流部)▼内容里山コンサート、大きな鍋で豚汁、竹細工、お餅つき、石釜ピザ作り等▼入場料無料▼問合せ大阪YMCA里山の自然学校「紀泉わいわい村」(電話0661)

都市計画について

▼ところ古代史博物館▼費用保険料、案内送料、資料代の年間参加費(一人につき一、五〇〇円)なお、見学会の交通費等はすべて参加者にご負担いただきます▼定員三十名(多数の場合は抽選)▼申込み・問合せ四月十二日(水)～十八日(土)(土日を除く)に、説明会でお渡しする申込書にご記入のうえ、古代史博物館へ(電話6789)

都市計画について

大阪府では、南部大阪都市計画用途地域の変更案を作成するにあたり、公聴会を開催します。(説明会ではありません)案の概要は、市の都市計画課でも見ることが出来ます。▼とき四月二十八日(金)午前十時▼ところ大阪府庁新別館北館四階大阪府職員会館多目的ホール(地下鉄「谷町四丁目」下車)▼申込み・問合せ四月十七日(月)(必着)までに公述希望者は公述申出書(様式指定)を、傍聴希望者はハガキ(メールも可)に住所、氏名、電話番号を記入の上、〒五四〇・八五七〇(住所不要)大阪府総合計画課へ(電話6・6941・0351 / e-mail: soggokkaku@spox.pref.sakajp)



国民健康保険への加入 (取得)・脱退(喪失)の届出

加入・脱退の届出は十四日以内に!!
退職や収入超過などにより健康保険の扶養家族からはずれ、会社の健康保険が資格喪失した場合は、被用者保険の継続手続き(任意継続)を行うか、国民健康保険への加入が必要です。国民健康保険の届出は、健康保険資格喪失証明書と印鑑を持参の上、喪失日より十四日以内に行ってください。手続きが遅れると、保険料は事実発生日までに遡って(最高三年間)納めることとなります。また、その間の医療費は全額自己負担になります。就職などをされた社会保険に加入した場合は、その新しい被保険者証と国民健康保険被保険者証、印鑑を持参し届出ください。二重加入や無保険状態が無いようにご注意ください。

「任意継続制度」について

会社などを退職すると自動的に健康保険の被保険者の資格を失います。ただし、被保険者期間が二か月以上あった場合は、個人で最長二年間被保険者になることができます。これを健康保険の任意継続被保険者といいます。任意継続の手続きは、資格喪失日から二十日以内に手続が必要です。政府管掌保険の場合は貝塚社会保険事務所で、組合保険の場合は各健康保険組合に問合せください。保険料は会社の負担分も含めた額(限度額有り)です。「国民健康保険」と「任意継続」のどちらが有利なのかをよく検討してください。

「退職者医療制度」について
長い間会社などに勤めていて退職し、年金を受けるようになった人とその扶養家族は、老人保健制度の適用を受けるまで「退職者医療制度」で診療を受けることとなります。

この制度で医療を受ける人の医療費は、本人の自己負担分以外は、保険税と職場の健康保険などが出しあう拠出金によってまかなわれます。もし対象となる人が手続きをしないで、一般の国保のままで医療機関にかかってしまうと、本来、退職者医療制度の拠出金から支払われるべき医療費も国保の負担となってしまいます。国保の適正運営のためにも対象となる人は必ず、年金証書(裁定通知)・保険証・印鑑を持参の上、届出をお願いします。

▼退職者医療制度に加入できる人
国

「年金ダイヤル」をご利用ください

▼年金請求などの相談 0570・07・1165
▼年金をお受けになっている方の相談 0570・07・1165
▼受付時間 午前八時半～午後五時(土日祝日を除く)一部ご利用できない電話回線があります。この場合は貝塚社会保険事務所(31)1122へ
▼注意 電話による年金相談では、

相談者の確認のために、次のような点をお尋ねさせていただきます。あらかじめ年金手帳や年金証書、振込通知書をご用意ください。

▽相談者がご本人の場合・住所・氏名・生年月日・基礎年金番号
▽相談者が配偶者の方の場合・前述の他、配偶者の方の氏名・生年月日・ご本人が直接相談することが困難な理由
▽相談したいことがらは、あらかじめ具体的に整理してメモにしておいて頂けるとスムーズです

▼問合せ 国保年金課(内線二五五)

Kankuu news

関西国際空港情報: No.71
の総合承りカウンターになります) ※詳細についてはホームページをご覧ください。→http://www.kansai-airport.or.jp/

待望の発行決定!
「KANKU CLUBカード」誕生!
～「KANKU CLUBカード」関西からの旅が、もっと便利でお得に～
関西ならではのサービス特典満載の「KANKU CLUBカード」が、ついに登場します。関西内店舗・施設でのサービス特典に加え、7月からはアクセス面の特典も加わる、とても便利&お得なカードです。皆様の旅をより便利で快適にサポートする「KANKU CLUBカード」あなたもぜひご入会ください!

▼年会費=無料。年間1回以上のクレジットのご利用が条件
▼問合せ=KANKU CLUBカウンター(55)2092 (KANKU CLUBカードおよびKANKU CLUBラウンジ

関空=花巻線が新規就航!
4月から岩手・花巻空港と関西が結ばれました。ぜひ御利用ください。

<関空発>16:05
<花巻発>10:25
▼予約・運賃問合せ=0120-25-5971 (JAL国内線) ※フライトスケジュールについてはホームページをご覧ください。→http://www.kansai-airport.or.jp/

相談名	とき	ところ	問合せ
法律相談	4月6日,13日,27日(木) 午前9時15分～11時45分 ※申込みは実施日前日にお電話で午前9時から先着10人受付	市役所別館 一階会議室2	地域振興課 83-0001 (内線583)
行政相談	毎月第3木曜日 午後2時～4時	市役所別館 一階会議室2	地域振興課 83-0001 (内線583)
市民相談	月～金曜日 執務時間中	市役所別館 地域振興課	地域振興課 83-0001 (内線583)
消費者相談	月～金曜日 午後1時～4時	市役所別館 消費生活センター	地域振興課 83-0001 (内線583)
ハローワーク情報	月～金曜日 執務時間中	市役所別館 地域振興課	地域振興課 83-0001 (内線583)
労働相談	毎月第2木曜日 午後1時～4時	市役所別館 一階会議室2	地域振興課 83-0001 (内線583)
就労支援相談	月～土曜日の 午前9時～午後5時	人権ふれあいセンター内 地域就労支援センター	地域就労支援センター 85-1401 83-6447
総合生活相談	月～土曜日の 午前9時～午後5時	人権ふれあいセンター内 人権協会	人権協会 85-1401
障害者等住宅改造相談	毎月第4木曜日 午後1時30分～4時30分	総合福祉センター	せんなんピアセンター 82-0114
税の相談	毎月第3水曜日 午後1時～4時	市役所 市民相談室	課税課 83-0001 (内線352)

相談あんない

相談名	とき	ところ	問合せ
母子相談	月～金曜日の 午前9時～午後5時	市役所 児童福祉課	児童福祉課 83-0001 (内線242)
子ども相談 (家庭児童相談)	月～金曜日の 午前10時～午後4時 来所の場合は要予約	総合福祉センター	家庭児童相談室 85-1586
知的障害者相談	毎月第2・4金曜日 午前10時～正午	総合福祉センター	高齢障害福祉課 83-0001 (内線288)
心配ごと相談	毎週木曜日 午前9時～正午	総合福祉センター	社会福祉協議会 82-1027
教育相談 (カウンセリング)	月～金曜日の 午前10時～午後4時	教育相談室	教育相談室 83-3755
健康相談	毎月第1・3月曜日 午後2時～3時(整形外科医) 毎月第2・4木曜日 午後1時半～2時半(内科医)	総合福祉センター	総合福祉センター 85-0707
農事相談	毎月第4金曜日 午前9時半～正午	市役所・別館 消費生活センター(要電話予約)	農業委員会事務局 83-0001 (内線551)
夜間納税相談	毎月10日(土日祝日は翌執務日) 午後5時45分～8時	市役所 納税課	納税課 83-0001 (内線233)
		市役所 国保年金課	国保年金課 83-0001 (内線259)

テレフォンサービス 82-4111
市の主な行事をいつでもお聞きいただけます

新しく、第23区・第24区投票所ができました

投票所	有権者の住所番地																					
	255	264	269~271	275	279~283	318~321	649~652	655	656	659												
第1区 新家公民館	新家	660	662	664~718	1689~1834	2787	2875~3025	3027~3039	3084~3186	3189	3190	3208~3253	3261~3288	3316~3377	3381~3396	3406	3409~3457	3461	3462			
		3468~3477	4401	4403	4418~4423	4431	4432	4442	4443	4447	4454~4473	4506	5076	5113	5124	5127~5129	5132	5136	5137	5139	5148	5214
	兎田	1070																				
	別所全地区	1340	1342	1344~1359	1404~1413	1440	1441	1459~1465	1470~1688	1835~1859	1862	1864~1879	1882~1884	1888	1921~2154	2156~2196	2228	2241	2244~2283			
第2区 高野老人集会場	新家	2286~2334	2339~2786	2788~2849	2857	2858	2863	2867~2873	4166	4167	4203~4206	4211	4293~4383	4389~4400	4404~4416	5029~5031	5034	5067	5069			
		5070	5074	5083~5085	5087~5089	5095	5096	5099~5101	5104	5105	5110~5120	5158	5181	5199	5229							
	兎田	2~8	18~29	121	1171~1191	1194~1197	1201	1204	1213	1216												
	別所全地区																					
第3区 兎田老人集会場	第1区、第2区以外の兎田																					
	新家	1~254	256~262	276	277	311~313	346~648	653	654	657	658	661	663	719~1294	1315	1414	2155	4774~4789	4800~4814	4826~4830	4861~4868	
第23区 新家小学校体育館	信達大蔵代	4884~5001	5004	5006	5007	5013	5015	5038	5044	5046	5049	5054										
	信達市場	1~33	1112~1131	1134	1136	1138																
第24区 下村老人集会場	第1区、第2区、第23区以外の新家																					
	689																					

有権者数の増加により、新家地区の投票所(第1区投票所:新家公民館、第2区投票所:高野老人集会場、第3区投票所:兎田老人集会場)に新しく第23区投票所として新家小学校体育館、第24区投票所として下村老人集会場が、4月30日(日)に執行される泉南市長選挙から増設されます。新家地区にお住まいの有権者の方々については、次のように投票所が変更されます。

▼投票所=▽第1区投票所:新家公民館(新家2984番地)
▽第2区投票所:高野老人集会場(新家2391番地の3)
▽第3区投票所:兎田老人集会場(兎田469番地の1)
▽第23区投票所:新家小学校体育館(新家975番地)
▽第24区投票所:下村老人集会場(新家3552番地の1)

▼問合せ=泉南市長選挙管理委員会事務局(内線260)

土砂災害情報相互通報システムの利用を開始

市では、土砂災害から市民の皆様の生命や財産を守ることを目的として、土砂災害情報相互通報システムを構築し、四月三日(月)から運用を開始します。

このシステムは、市のホームページや電話により、二十四時間いつでも、泉南市の雨量情報や各種気象情報を確認することができます。大雨や長雨などによる土砂災害等を未然に防ぐため、この情報を大いに活用してください。

▼土砂災害情報相互通報システム
http://weather.city.sennan.osaka.jp/

▼電話による雨量情報などの確認
泉南市雨量情報ダイヤル ☎(84)5691・(84)5692 (最新の情報を自動応答いたします)

大阪府流域下水処理場名称変更

四月一日(土)から大阪府の流域下水処理場の名称が「南部処理場」→「南部水みらいセンター」にかわります。

この名称は、下水処理場が良好な水環境の創造や高度処理水、バイオマス、大きな施設空間などを有する資源の宝庫であり、循環型社会を創出する未来へつながる可能性を持っていることから公募により決定しました。

今後とも、大阪府では府民の皆様にご愛され親しまれる処理場づくりを目指

振替納税の準備は

お済みですか

申告所得税振替納付日は四月二十日(木)、個人事業者の消費税・地方消費税振替納付日は四月二十七日(木)です。

なお、預金不足等で振替できなかった場合には、本来の税額に加えて、延滞税を納めなければならない場合があります。ご注意ください。

▼問合せ 泉佐野税務署 ☎(82)3471

粗大ごみ収集方法を

変更しました

四月から粗大ごみは、電話による申込みになります。電話による申込みは、陶磁器類、せともの類、ガラス類、やかん、皮革製品、小型金属製品、家具類、スプリングマット、自転車、家庭用の電気、ガス、石油を使用する器具類は全て申込みになります。

※テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、エアコンは収集・処理できません

▼たみ、竿、物干し台(コンクリート台は収集・処理できません) 〇ごみ収集車に入る大きさ1m以内に切断してから申込みください

▼スプリング入りマット 〇スプリングだけにしてから申込みください(取り外した布類については、週一回(金)の可燃ごみに出してください)

▼石油ストーブ 〇灯油、乾電池を抜き取ってから申込みください

▼ガスコンロ 〇乾電池を抜き取ってから申込みください

してまいります。

▼問合せ 大阪府土木部下水道課 ☎06・6941・0351 (内線3957)

水道管の調査・清掃・訪問販売について

泉南市水道部では、常に安全で衛生的な水をお届けしておりますので、浄水器の訪問販売や水道法で義務づけられていない宅内の給水管の調査・点検・洗浄工事を行っておりません。

したがって、その様な趣旨で訪問する業者は泉南市水道部とは一切関係ありませんのでお知らせします。

なお、泉南市水道部で行っております「メーター交換や漏水調査」につきましては、訪問する業者に泉南市水道部発行の証明書を常に携帯する様、指導しておりますので、不審に思われた場合は提示を求めてください。

▼問合せ 水道部工務課 ☎(82)6551

春の全国交通安全運動を実施します

四月六日(木)～十五日(土)の十日間、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践、交通事故の防止を目的に「春の全国交通安全運動」を実施します。

- ▼取り組み ①子どもと高齢者の交通事故防止
- ②自転車の安全利用の推進
- ③シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④めいわく駐車・放置自転車の追放

▼問合せ 環境整備課(内線三四八)

春の地域安全運動を実施します

泉南警察署では、地域住民の方々々と協力して、犯罪のない安全で安心して生活できる社会の実現を目指して「春の地域安全運動」を実施します。皆さんからの情報をお寄せください。

- ▼取り組み ①車上狙い、オートバイ盗、自転車盗などの街頭犯罪予防検挙
- ②ひったくりの撲滅
- ③空き巣、忍び込みなどの侵入盗防止
- ④青少年の非行防止

▼問合せ 泉南警察署 ☎(71)1234

かしのき号からのお知らせ

自動車図書館「かしのき号」は、下記のステーションを月二回ずつ巡回しています。はじめて本を借りられる方は、住所の確認できるものをお持ちください。おひとり八冊まで本を借りていただけます。今月から一部、週末わりの時間が変更になります。

▼問合せ 図書館



資源袋配布中止のお知らせ

清掃課では、三種類(ビン・カン、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装)の資源袋を配布していましたが、十八年度から資源袋の配布を中止します。袋は、品目別にスーパリー等で販売している、透明または半透明の袋に入れて出してください。

配布済み資源袋(三種類) および今回同時配布します袋については、引き続きご利用出来ます。

なお、黒い袋または中身の見えにくい袋で出されますと収集しない場合がありますのでご注意ください。

▼問合せ 清掃課 ☎(83)5875

ごみ収集カレンダーのお詫びと訂正

清掃課から三月に配布しました「十八年度収集日程カレンダー」についてお詫びと訂正をいたします。

▽二行目に粗大ごみと記載してありますが誤りです。削除してください

▽十月の土曜日の日付に誤りがありました。正しくは第一土曜日・七日、第二土曜日・十四日、第三土曜日・二十一日、第四土曜日・二十八日です

▽一月の注意書きの中で、十日(木曜日)となっておりますが、正しくは十日(水曜日)です

▽二月十日の日付の色が赤色になっていましたが正しくは黒色です

▼問合せ 清掃課 ☎(83)5875

市立図書館カレンダー

4月1日～5月6日・ ☎(82)7766

□・・開館日(午前10:00～午後5:15)
●・・休館日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	1	2	3	4	5
6						

休館中の本の返却は、ブックポストへお願いします。

自動車図書館・かしのき号巡回カレンダー

ステーション名	巡回日		曜日&時間	ステーション名	巡回日		曜日&時間
	4月	5月			4月	5月	
鳴滝第2小学校	5	19	17 水 2:00~2:45	青少年センター	12	26	10 24 水 2:00~2:30
楠台1号公園	5	19	17 水 3:15~4:00	一丘団地	12	26	10 24 水 3:00~4:00
ルナりんくう	6	20	18 木 2:00~2:45	サンハイツ和泉砂川	13	27	11 25 木 2:00~2:40
ファミリー南大阪	6	20	18 木 3:15~4:00	八幡山自治会館	13	27	11 25 木 3:00~3:45
浜老人集会場	7	21	19 金 2:00~2:45	閑空マーブルrost	14	28	12 26 金 2:00~2:45
砂川老人集会場	7	21	19 金 3:10~4:00	西信達公民館	14	28	12 26 金 3:00~4:00

巡回はお休みです

市立公民館カレンダー

4月1日～5月6日・ ☎(83)4361

※受付は、午前9時～午後5時半但し月曜日は正午まで(行事により早く閉館する場合があります)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	1	2	3	4	5
6						

●・・午前中開館日
■・・全日休館日

市民体育館カレンダー

4月1日～5月6日・ ☎(82)1000

※体育館をご利用いただく場合は、必ず、上ぐつをご持参ください

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	1	2	3	4	5
6						

●・・午前中開館日
■・・全日休館日

サンエス温水プールカレンダー

4月1日～5月6日・ ☎(84)2627

□・・開館日
●・・休館日

※受付時間(午前9:15～午後7:00)
※利用料金
▽大人 = 500円
▽高校生 = 300円
▽小・中学生 = 200円
▽高齢者 = 250円

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	1	2	3	4	5
6						

”健康&体力づくり”の第一歩は、”温水プール”からはじめましょう!

は4月から週末わりの時間が変更になりますご注意ください

自立支援教育訓練給付金・ 高等技能訓練促進費について

母子家庭の母が自主的に行う職業能力の開発を推進するため、就業相談を通じて指定した講座を受講した後に自立支援教育給付金・高等技能訓練促進費を支給します。受講にあたっては、養成機関での修業開始一か月前に事前相談が必要です。受講希望される方は事前に問合せください。

- ①自立支援教育給付金を受ける場合Ⅱ 受講期間が一年以内であること(受講期間は平成十八年四月～十二月まで)
- ②高等技能訓練促進費を受ける場合Ⅱ ▽看護師・理学療法士・介護福祉士・保育士・作業療法士等の方で養成機関等です(二年(修業期間)が経過して三年目になる方▽募集人数は二名(四月二十八日(金)申込み締切)
- ③①②の対象Ⅱ母子家庭の母で児童扶養手当を受給されている方、または同様の所得水準にある方
- ▼問合せⅡ児童福祉課(内線三二五)

児童手当の申請は お済みですか

小学校第三学年修了前の子どもを養い、守り育てている方がもらえる手当です。(所得額の制限があります)

- ▼手当の額(月額)Ⅱ最初の子どもは五、〇〇〇円、二人目の子どもは五、〇〇〇円、三人目以降の子どもは一、〇〇〇円
- ▼手続きⅡ印鑑、請求者(家庭)における生計の中心者(名義の銀行等の通帳、請求者の健康保険証を持参の上、児童福祉課へ(公務員の方は勤務先での申請になります))

- ①父母が婚姻を解消した児童(事実上の婚姻関係を含む)
- ②父が死亡した児童
- ③父が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- ④父の生死が明らかでない児童
- ⑤父から一年以上遺棄されている児童
- ⑥父が法令により一年以上拘禁されている児童
- ⑦母が婚姻によらないで出産した児童(ただし、以上の①～⑦に該当しても、次の場合には受給できません)
 - ▽母、養育者または児童が日本に住んでいないとき
 - ▽母、または養育者が公的年金、遺族補償を受けることができるとき
 - ▽児童が父または母の死亡により支給される公的年金、遺族補償を受けることができる
 - ▽児童が父に支給される公的年金の額の加算対象になっているとき
 - ▽児童が里親に委託されているとき
 - ▽父と生計を同じくしているとき(③に該当する場合を除く)
 - ▽母の配偶者に養育されているとき(③に該当する場合を除く)
 - ▽児童が児童福祉施設(母子生活支援施設・保育所・通園施設を除く)に入所しているとき
- ▽平成十五年三月三十一日の時点で、手当の支給要件に該当するようになった日から起算して五年を経過しているとき
- ▼手当の額(月額)Ⅱ手当の額は、請求者または配偶者および扶養義務者の前年(一月～六月)の請求については(前々年)の所得によって、全部支給

る生計の中心者(名義の銀行等の通帳、請求者の健康保険証を持参の上、児童福祉課へ(公務員の方は勤務先での申請になります))

- ▼受給中の方の手続きⅡ次の①～⑦のような変更が生じた場合は、必ず速やかに届け出てください
- ①厚生年金等の加入者である受給者が退職したとき
- ②出生等により、支給対象となる児童が増加したとき
- ③受給者の住所が他市区町村に変わったとき
- ④児童の住所が変わったとき
- ⑤受給者、児童の氏名が変わったとき
- ⑥受給者が公務員となったとき
- ⑦支払希望金融機関を変更したいとき

※手続きが遅れますと、受給できる月分の手当が受けられなくなったり、手当を返還していた場合もありますのでご注意ください

児童扶養手当制度を ご存知ですか

母子家庭の生活の安定と自立の促進を通じて、児童の健全育成を図ることを目的として、手当を支給しています。

- ▼支給の対象Ⅱ次の①～⑦のいずれかの条件に該当する児童を監護している母、または母に代わって児童を養育している人。なお、ここの「児童」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日まで(法令で定める程度の障害がある場合は二十歳未満)の児童をさします。
- ▼問合せⅡ児童福祉課(内線三二二)

- (四一、七二〇円)、一部支給(四一、七二〇円)九、八五〇円)、全部停止が決まります
- ▼特別児童扶養手当を受給している方がこれらに該当するようになった場合、婚姻届をしていない事実上の配偶者がある場合など支給要件に該当しなくなった場合は、ただちに届け出てください。また、氏名、住所や金融機関を変更した場合も届け出が必要です。
- ▼問合せⅡ児童福祉課(内線三二五)
- ▼特別児童扶養手当制度を
ご存知ですか
- 二十歳未満で、精神または身体に中等度以上の障害のある児童を監護している父母、または父母に代わってその児童を養育している人に手当を支給しています。ただし、次の①～③のどれかに該当するときは受給できません。
 - ①手当を受けようとする人または児童が日本に住んでいないとき
 - ②児童が児童福祉施設(母子生活支援施設・保育所・通園施設を除く)に入所しているとき
 - ③児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができる
- ▼手当の額(月額)Ⅱ手当の額は、児童の障害の程度に応じて決まります
- ▽一級(重度の障害)は一人につき五〇、七五〇円
- ▽二級(中程度の障害)は一人につき三三、八〇〇円
- ただし、請求者または配偶者および扶養義務者の前年(一月～六月)の請求については(前々年)の所得が一定額以下

シリーズ：今、学校園は・・・教育委員会(No.63)

「教育問題審議会の市民委員を募集」 教育委員会

泉州市教育委員会では、平成16年4月より「これからの泉州市の教育のあり方について」を教育問題審議会に諮問しました。審議会では就学前教育部会、学校教育部会、地域家庭教育部会の3部会に分かれて、幼稚園、学校、地域家庭の今後のあり方について話し合いを重ね、平成18年3月に答申をいただきました。しかし、学校教育部会では「学校規模の適正化」にむけての校区の再編について、具体案を作成するには至りませんでした。そこで、このたび再度、教育問題審議会をたちあげ、「学校規模の適正化」の具体案を審議していきたいと考えています。

一般市民の委員を公募しますので、積極的な参加をお待ちしています。

※平成16年4月～平成18年3月までに開催されました教育問題審議会の議事録は、情報公開コーナーに設置してありますので参考にしてください。また、泉州市ホームページにも掲載しておりますので「教育問題審議会」で検索の上ご利用ください。(http://www.city.sennan.osaka.jp/)

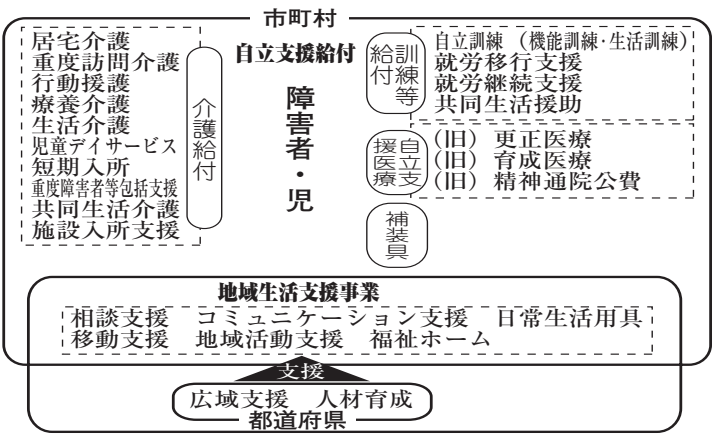
- ▼応募資格=泉州市在住の20歳以上の人(平成18年4月1日現在)
- ただし次に該当する方は除きます。
 - ・国および地方公共団体の議会議員
 - ・泉州市職員および市立幼・小・中学校の職員
 - ・国公立・私立大学の教員
- ▼選考方法=「私の考える校区とは」をテーマに小論文(800字程度)提出
- ▼募集人数=若干名
- ▼応募用紙の配布=4月5日(水)～14日(金)の期間に教育委員会教育総務課で配布(土日は除く)
- ▼募集期間=4月10日(月)～14日(金)
- ▼選考結果=審査の上、平成18年4月末までに本人に通知
- ▼問合せ・提出先=教育総務課(内線254)

- 上の場合は支給されません
- ▼手続きⅡ認定請求書に診断書などの書類を添えて児童福祉課で手続きしてください。なお、診断書の様式は定まっており、また省略できる場合もありますので、申請の際には、必ず事前に児童福祉課へ問合せください
- ▼問合せⅡ児童福祉課(内線三二五)
- ▼障害者福祉タクシー
利用料金助成について
- 重度心身障害者(児)の方に対し、タクシー利用料金の一部を助成していただきます。
- ▼対象Ⅱ市内在住の一、二級身体障害者手帳またはA判定の療育手帳を所持している方(施設入所者は除く)
- ▼助成額Ⅱ初乗り基本料金(ただし利用できるタクシー会社が指定されています)
- ▼申込み・問合せⅡ申請される方は、身体障害者手帳もしくは療育手帳、印鑑を持参の上、高齢障害福祉課へ(内線三〇九)
- ▼府立障害者交流促進センター
送迎バス運行のご案内
- 障害者のスポーツ・文化施設である府立障害者交流促進センターでは、四月からセンターと「光明池駅」間ならびに「中百舌鳥駅」間の専用送迎バスを運行します。
- また毎土・日曜日を「障害者専用利用日」とし、各種スポーツ施設の専用時間帯を設けていますので、あわせてご利用ください。
- ▼運行期間Ⅱ中百舌鳥駅前発、一日四往復・平成十八年四月一日(土)～平成十九年三月三十一日(土)の毎土・日曜日(七月二十一日(金)～八月三十一日(木)は平日も運行※ただし休館日は除く)
- ▽光明池駅前からは毎日運行(一日十四往復)
- ▼乗車料Ⅱ無料
- ▼その他Ⅱ車イスの方は、乗車日の二週間前から事前予約を受けています
- ▼問合せⅡセンター管理調整班☎072・296・6311(代)
- ▼補助犬を必要とされる方を募集します
- 大阪府では、身体障害者の方に対し、日常生活動作の補助および自立と社会参加の促進を図ることを目的として、大阪府身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)貸与事業を実施します。
- ▼募集Ⅱ四月二十日(木)必着
- ▼応募資格Ⅱ▽大阪府内(大阪市内)に一年以上居住し満十八歳以上の身体障害者手帳所持の方(視覚障害一級、聴覚二級、肢体障害一・二級…その他詳細な資格は要確認)で補助犬を必要とする方
- ▼申込方法Ⅱ申請書は泉州市高齢障害福祉課窓口にて配布※大阪府審査会にて貸与候補者を決定
- ▼申込み・問合せⅡ千五四〇・八五七〇 大阪府健康福祉部障害保健福祉室 計画推進課社会参加支援グループ☎06・6941・0351☎06・6942・7215

四月一日から障害者自立支援法が施行されます。内容については、次のとおりです。

障害者の福祉サービス・利用者負担が大きくかわります

この法律は、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療などについて、共通の制



障害者自立支援法による総合的な自立支援システム全体像

度の下で一元的に提供するものです。変更点五つのポイント

- ① 障害の種類（身体障害、知的障害、精神障害）にかかわらず必要なサービスが利用できるように、サービス利用の仕組みを一元化し、施設や事業も再編します
- ② 市町村が責任をもって一元的にサービスを提供します
- ③ 利用者がサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体の費用負担をルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実します
- ④ 一般就労への移行を目的とした事業を創設し、障害者が働きやすい社会をめざします
- ⑤ 公平なサービス利用のために支給決定の仕組みを透明・明確化（サービスの必要性を判定する全国統一の基準や市町村審査会の仕組みを導入します）

新しいサービス（十月から施行）

この法律では、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」を柱としたサービスに大別されます。

- ▼自立支援給付（一部既存サービスは四月から施行）
 - ▽介護給付：在宅や施設の介護サービス（障害程度区分により受けられるサービスが異なります）
 - ▽訓練等給付：適性に応じた自立訓練、就労支援など
 - ▽自立支援医療：従来の「精神通院医療」「更生医療」「育成医療」を統合（四月から施行）
 - ▽補装具：身体機能を補完、代替する補装具を購入する費用を支給
 - ▽地域生活支援事業
 - ▽相談支援：「日常生活用具給付」「コミュニケーション支援」「移動支援」や、通所で創作的活動などを行う「地域活動支援センター」など

介護保険制度が変わります

介護保険制度は、介護が必要な高齢者などが、介護サービスを自ら選択し、提供を受けることによって、自分の意思で自立した生活ができるようにすることを目的として導入されました。施行後五年が経過する中で、今回見直しが行われ、四月から（一部は昨年十月に実施）制度が改正されます。

要介護認定について

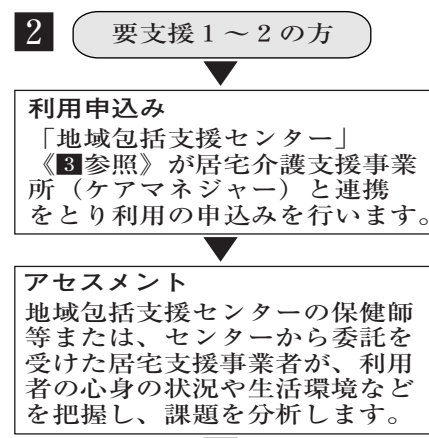
▼追加される認定調査の項目
これまでの七十九項目の調査に加えて、介護予防の観点から「日中の生活」「外出頻度」「家族・居住環境、社会参加の状況などの変化」が追加されます

▼要介護状態の区分変更
現行の要介護一の状態の人について、日常の活動量や生活が不活発な原因となる状況を踏まえて状態の維持・改善の可能性を審査し、「要介護一」「要支援二」に分かれます

※要介護認定の有効期間満了日が平成十八年三月三十一日以降の人から、新しい制度の認定を受ける事になります

▼要介護一と自立生活を送るために介護を必要とする度合いが高い人
※介護サービス（介護給付）が利用可能
▼要支援一と要介護二の状態が軽く、心身機能が改善する可能性が高い人
※介護予防サービス（新予防給付）が利用可能

なお、要介護・要支援ともに新たに地域密着型サービスが導入されます。



【平成18年4月から】	【現行】
要介護5	要介護5
要介護4	要介護4
要介護3	要介護3
要介護2	要介護2
要支援2	要介護1
要介護1	要介護1
要支援1	要支援

3 地域包括支援センター

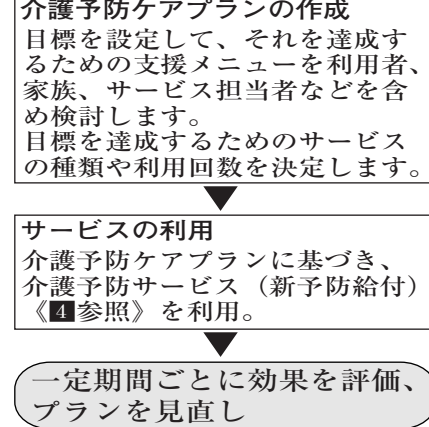
高齢者が住み慣れた地域で自立して生活を継続できるようにするため、保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャーが中心となって、介護予防のケアマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行う機関です。泉南市では、2か所の地域包括支援センターが設置され、市内を4つの生活圏域に分けた中で、2圏域ずつを担当することになります。

▼地域包括支援センターのおもな業務
①総合相談・支援や他の必要なサービスとの連携
②介護予防のケアマネジメント（ケアプラン作成など）

また要介護認定で「非該当」となった人については、介護保険サービスの対象にはなりません。介護や支援が必要となるおそれがある人については、市や市から委託を受けた事業者が実施する介護予防事業（地域支援事業）が利用できます。

▼問合せ
介護保険課（内線三三六）

- ③地域のケアマネジャーへの助言や支援、地域ネットワークづくり
 - ④高齢者の虐待防止のための相談や権利擁護
- ①泉南市地域包括支援センター六尾の郷
泉南市信達金熊寺130番(80)2851
- ②泉南市地域包括支援センターなでしこりんくう
泉南市りんくう南浜3-7番(80)5601



5 地域支援事業による介護予防事業

生活機能が低下傾向にあり、介護や支援を必要とするおそれのある虚弱高齢者などを対象に、要支援・要介護状態にならないよう、市や市から委託を受けた事業者が介護予防事業を行います

▼対象
▽基本健診などにより、介護予防の必要があると判定された人などです
▽要介護認定を受けていない人や非該当の人も、介護予防が必要と認められれば利用できます

4 介護予防サービス（新予防給付）

要支援1・2の人が要介護状態になるのを予防し、心身機能の改善を図るため介護予防サービス（新予防給付）が創設されます。▽訪問介護や通所介護などは、よりご本人の自立度を高めるように提供されます
▽通所サービスにおいては、選択メニュー（運動器の機能向上、口腔機能の向上、栄養改善）が追加されます
※ただし、従来どおりの「要支援」の認定を受けている方は、有効期間が経過するまでは、現在のサービスを利用できます

▼利用方法
利用にあたっては、地域包括支援センター（参照）が、ご本人の日常生活状況を踏まえた介護予防ケアプランを作成し、それに基づいた介護予防サービスを利用することになります

▼利用できるサービス
転倒骨折予防・栄養改善・口腔機能の改善向上・食の自立支援・認知症予防・うつ予防/支援・地域リハビリテーション・シルバーいきいき体操など

利用者負担の軽減策

- ▼定率負担
サービス利用負担は、利用料の一定の定率負担になります（ただし、所得ごとに上限額が設定）
- ▼実費負担
施設での食費・光熱水費などは実費負担になります（負担ルールは障害の種類にかかわらず共通）
- ▼二次判定
介護給付のみで学識経験者などによる「市町村審査会」での検討※サービス利用希望者は、一次・二次判定の結果から区分「1」～「6」または「非該当」のいずれかに認定されます（障害程度区分によって受けられるサービスが異なります）
- ▼通所施設
低所得者の場合、施行後三年間、食費の利用者実費負担は食料費のみ（人件費相当分は除く）
- ▼生活保護への移行防止策
サービス利用負担のために生活保護対象となる場合には、対象とならない額まで定率負担の上限額と実費負担を引き下げ
- ▼問合せ
高齢障害福祉課（内線三三三）

サービスの利用決定

「介護給付」「訓練等給付」の利用にあたっては、(1)障害の程度、(2)介護者や生活の状況、(3)本人や家族の意向、(4)訓練や就労についての評価などを勘案し、サービスの必要性を総合的に判定して決定します。

▼障害程度区分の認定
▽一次判定
心身状況について全国統一の一〇六項目の質問調査
▽二次判定
介護給付のみで学識経験者などによる「市町村審査会」での検討※サービス利用希望者は、一次・二次判定の結果から区分「1」～「6」または「非該当」のいずれかに認定されます（障害程度区分によって受けられるサービスが異なります）

上限額を設定

定率負担では、所得に応じて四つの区分で上限額が設定（下表参照）

▼入所施設などでの個別減免
入所施設等（二十歳以上）やグループホームを利用する場合、市民税非課税世帯で収入が三〇万円以下の方は、定率負担を減免

▼社会福祉法人による減免
社会福祉法人が提供する通所サービス、入所施設など（二十歳未満）やホームヘルプサービスを利用する場合、三年間経過措置として、市民税非課税世帯で収入や資産が一定以下の方は、一つの事業所における利用者負担額の上限が半額

▼同一世帯にサービス利用者が複数いる場合や障害福祉サービス利用者が介護保険サービスを利用した場合の負担上限
月額負担上限額は変わりませんが、食費などの軽減措置は変わりません

▼低所得者を対象に、食費・光熱水費を負担しても一定の金額が手元に残るよう補給給付があります

利用者負担上限額（月額）	
区分	負担上限額
市民税課税世帯	37,200円
市民税非課税世帯	24,600円
市民税非課税世帯で本人収入が80万円以下の方	15,000円
生活保護受給世帯	0円

保健センターだより

申込・問合せ ☎(82)7615



セット健診を実施します

基本健康診査、各種がん(肺・胃・大腸)検診のセット健診を実施します。

▼ところⅡ保健センター

▼対象Ⅱ四十歳以上の市民

▼定員Ⅱ各五十人

▼費用Ⅱ二、〇〇〇円

▼申込みⅡ四月二十八日(金)までに往復ハガキで申込みください。日程等詳細については、今月号折込の保存版平成十八年度保健事業をご覧ください。申込み多数の場合は抽選します

▼問合せⅡ保健センター

麻しん・風しん予防接種が変わります

平成十八年四月一日から、麻しん・風しん予防接種が混合ワクチンでの接種となり、対象年齢が次のとおりになります。

▼生後十二か月(二歳未満)

▼平成十二年四月二日(平成十三年四月一日生まれ(小学校入学一年前)で麻しん・風しんワクチンをどちらも受けていないお子さん)

平成十八年三月までに麻しん・風しんのどちらかの

胃がん・大腸がん検診を実施します

▼ときⅡ六月六日(火)・八日(休)の午前中(時間予約制)

▼ところⅡ保健センター

▼定員Ⅱ各五十人

▼費用Ⅱ胃がん検診八〇〇円

今月の健康診査・予防接種・その他(2006.4)

健診/予防接種名	日時	対象	内容/その他
成人保健	基本健康診査 大腸がん検診	▼40歳以上の市民 平成18年5月1日～10月31日までの間に1回受診できます	▼血圧測定、検尿、診察、血液検査(肝機能、血清脂質、腎機能、貧血、糖尿病検査)等。必要な方には心電図、眼底検査を実施。便潜血検査2日法。出来るだけセットで受けてください。携行品は健康手帳、65歳以上の方は、健康度評価のための質問票 ▼費用=基本健康診査1,000円、大腸がん検診200円
	子宮がん検診	▼20歳以上の市民 平成18年5月1日～10月31日までの間に1回受診できます 昨年受けた方は受けられません	▼西森医院・婦人科(金曜夜診のみ) 信達牧野361-1 ☎83-2357 ▼福本医院・婦人科 信達牧野378 ☎83-2505 ▼宮城医院・婦人科 信達市場31-311 ☎82-7018 ▼新泉南医院・婦人科(金曜・土曜午前中のみ) りんくう南浜3-7 ☎80-5618 40歳以上の方は、基本健康診査、大腸がん検診とできるだけセットで受けてください。 ▼費用=600円
	健康相談	▼40歳以上の市民	ご自分の健康に関して疑問や不安がありましたら、いつでもお気軽にご相談ください。ただし、医師への相談は電話での予約が必要です。
	栄養相談	▼40歳以上の市民	栄養士が個人のライフステージに応じた栄養に関する相談に応じます。ただし、事前予約が必要です。
	地域リハビリ教室	▼40歳以上で簡単な集団体操に参加でき、自力または家族の送迎で来場することができる方	健康チェックと体操、レクリエーションを通して、体力の維持や閉じこもりの防止をめざします。参加をご希望される方は、直接会場へお越しください。
母子保健	4か月児健康診査/BCG予防接種	平成17年11月生 平成17年12月生	身体計測、内科診察、個別相談、ブックスタート、BCG予防接種(希望者)。対象の方には個別通知(時間指定)します。
	乳児後期健診	満9か月～1歳未満	4か月健診時に受診票をお渡ししますので、かかりつけの病・医院でお受けください。但し、1歳を超えますと自己負担となります。
	1歳6か月児健康診査	平成16年9月生	身体計測、内科診察、歯科診察(カリオスタット検査)、個別相談など。対象の人には個別通知(時間指定)します。
	3歳6か月児健康診査	平成14年9月生	身体計測、内科診察、歯科診察、個別相談など。対象の人には個別通知します。
	ニコニコうさぎ健診 (2歳6か月児歯科健康診査・親子教室)	平成15年9月生	歯科健診、フッ素塗布(希望者)、個別相談、ミニ講座等。予約不要。携行品は母子手帳、歯ブラシ、筆記用具、問診票、コップ。対象の人には個別通知(時間指定)します。
	歯みがき教室	平成15年8月生 平成16年8月生	ブラッシング指導。予約不要。携行品は、母子手帳、歯ブラシ、コップ、筆記用具。
	リトルママ教室(両親教室)	妊婦とその家族 定員は15組 (要予約)	4日間で1コース。助産師講義、マタニティ体操、手作りおもちゃ、個別相談(保育、栄養、歯)、沐浴。なるべく5か月以降の安定期にご参加ください。
	離乳食講習会	離乳期の乳児の保護者(要予約)	リトルママ教室の妊婦との交流。講義と実演。携行品は母子手帳、筆記用具。平成18年度から内容を一部変更します。詳細は問合せください。
ぴよぴよサロン(育児相談)	乳幼児と保護者	育児相談、身体計測。お気軽にお越しください。お母さん同士の会話も楽しみましょう。	
リトルママサロン	妊婦とその家族 生後4か月未満の乳児と保護者	妊産婦同士の情報交換、赤ちゃんの身体計測、育児相談。	
予防接種	3種混合予防接種 (ジフテリア、破傷風、百日せき)	第1期(3種混合)は、生後6か月～7歳6か月(できるだけ生後3歳まで)の間に計4回。 ▼初回接種=生後6か月に達したら約4週間隔で3回 ▼追加接種=初回接種の3回終了後1年～1年半の間に1回 第2期(ジフテリア、破傷風)は、11歳以上13歳未満(小学6年生)の人に1回。 携行品は母子手帳、印鑑、筆記用具。 ※保健センターへお越しの際はコミュニティバスをご利用ください。	
	BCG予防接種	生後3か月～6か月未満の乳児。携行品は母子手帳、印鑑、筆記用具 ツベルクリン反応検査はありません。	
	ポリオの予防接種	生後3か月～7歳6か月未満の乳幼児。できるだけ18か月までに済ませてください。携行品は母子手帳、印鑑、筆記用具。	
	麻しん・風しん予防接種	第1期は、生後12か月～2歳未満に1回。第2期は5歳～7歳未満で小学校に入る1年前から前日までに1回。(ただし、麻しん・風しん予防接種を一度も受けていないお子さん)	
その他	精神保健福祉相談	実施場所は大阪府泉佐野保健所 ☎62-7701	
	医療相談	安心して医療を受けられるようサポートしています。 実施場所は大阪府泉佐野保健所 医療相談窓口 ☎62-7701	
	B型・C型肝炎抗体検査	事前予約が必要です。 申込み・実施場所は大阪府泉佐野保健所 ☎62-7701	
	献血	大阪府下の当日と翌日の献血場所は☎0120-524133でご案内しています。 ▼問合せ=南州市献血推進協議会 ☎82-7615	

行事実施日に大雨洪水・暴風警報が発令された場合、中止することがありますのでご了承ください。

住民健診を実施します(要予約・有料制)

▼対象=15歳以上の市民(肺がん検診は40歳以上の方)

▼費用=基本健康診査1,000円、結核検診・肺がん検診無料(ただし、肺がん検診の喀痰検査が必要な場合は400円)

▼携行品=健康手帳(40歳以上でお持ちでない方には当日発行)、健康度評価のための質問票(65歳以上の方、自宅で記入の上持参)、介護保険書(65歳以上の方)

▼内容=▽基本健康診査(検尿・血圧測定・血液検査・診察等)▽結核健診(胸部X線写真)▽肺がん検診(胸部X線写真、必要な方に喀痰検査)

住民検診日程表

実施日	実施時間	検診会場
6月1日(木)	午前のみ	東信達老人集会場
6月1日(木)	午後のみ	人権ふれあいセンター
6月2日(金)	午前・午後	西信達公民館
6月6日(火)	午前・午後	樽井区民センター
6月8日(木)	午前・午後	新家公民館
6月9日(金)	午前のみ	兎田老人集会場
6月9日(金)	午後のみ	一丘老人集会場
6月12日(月)	午前のみ	幡代老人集会場
6月12日(月)	午後のみ	浜老人集会場
6月15日(木)	午前のみ	岡中老人集会場
6月15日(木)	午前のみ	男里老人集会場
6月16日(金)	午前・午後	信達公民館
6月20日(火)	午前・午後	八幡山自治会館
6月26日(月)	午前・午後	砂川老人集会場
	午前 9時45分～11時 午後 1時45分～3時	

▼その他=▽生活保護または市民税非課税世帯の方は、申込み時に申し出てください▽住民検診を受けた方は、セット検診を受けられません▽受付時間が変わりました。ご注意ください

▼申込み・問合せ=4月10日(月)～5月31日(水)までに電話で保健センターへ

離乳食講習会が変わります

赤ちゃんの成長とともに進める離乳食について、詳しく、また楽しく参加していただけるよう平成十八年度から内容を変更します。準備期と初期、中期と後期のグループに分けて講義を行います。実演(試食)

は全体で行いますが、赤ちゃんと一緒に参加する方には別保育があり、ゆったりと受講していただけます。ただし別保育は、リトルママ教室(妊婦教室)参加の妊婦とスタッフでさせていただきます。その中で赤ちゃんにふれあい遊び等させていただきます。ご了承ください。

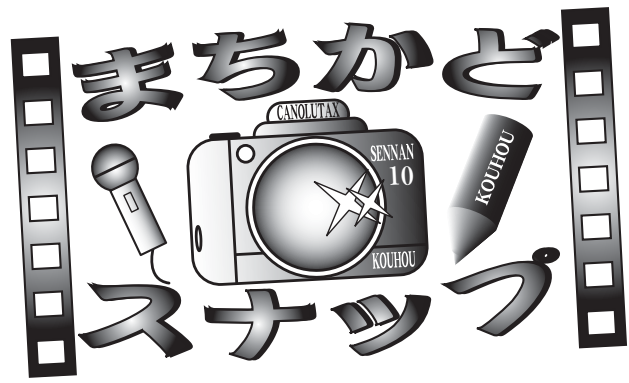
また、講習会終了後は感想をお話できる場を用意していますので、お友だちの輪を広げる良い機会になると思います。離乳の進み具合に合わせた、何度でもご参加ください。

▼問合せⅡ保健センター

六十五歳以上で基本健診を受ける方へ

介護保険法の改正により、従来の健診内容に健康度評価のための質問や検査項目(必要な方のみ)が追加されます。健診受診時は、健康度評価のための質問票(基本チェックリスト)を記入してご持参ください。

▼問合せⅡ保健センター



受け継いでいきたい・郷土の伝統芸能 なにわ伝統芸能等功労知事表彰を受賞

2月11日、津守佐理さんと樽井ソーレーサ保存会（代表・芝野富子さん）が、第10回なにわ伝統芸能等功労知事表彰を受賞しました。これは、祭りや盆踊りなど人々の生活の中で受け継がれ、地域の固有の歴史、文化等を色濃く反映した伝統的な芸能や行事の保存と伝承に功績のあった個人や代表を表彰するものです。

表彰当日は、会場となったワッハ上方演芸ホール（大阪市）に向井泉南市長と梶本教育長もお祝いに駆けつけ、受賞団体による演技披露（樽井ソーレーサ）を鑑賞しました。



ご寄贈いただき ありがとうございました

2月13日、泉州南なでしこライオンズクラブから「子ども110番の旗」300本が寄贈されました。2月14日、サニコングループから創立35周年記念品として海水から飲料水ができる「緊急災害時用飲料水化装置CVレスキュー」が寄贈されました。2月27日、泉南中央ライオンズクラブから聴覚障害者が泉南市行政情報などを目で見て受け取ることができる「LED電光掲示板」（市役所玄関ロビーに設置）が寄贈されました。

いずれも今後、泉南市において必要となるものばかりで市民サービスの充実に役立てていきたいと思っております。ご芳志に対しまして、紙上より厚く御礼申し上げます。



子育ての助け愛を！ 第1回ふあみさぼ交流会

「子どもを一時的に預かって欲しい」「地域の方の子育ての手伝いをしたい」そんな方々のために設立されたファミリー・サポート・センター「ほっとみるく」。その会員同士の交流会があいびあ泉南において行われました。

第1部では、本市において様々な活動で活躍されている上之山幸代さんをお招きし、アルパ演奏を交えた心温まるお話をさせていただきました。第2部の交流会では、会員同士による情報交換が行われました。

協会会員の方は、「子どもが大好きでまた子育てに関わる事が出来てうれしい」、利用会員の方は、「安心して子どもを預かってもらえる環境が出来て助かります」と話してくれました。（3月3日）



大きくなったら花見に来るぞ 砂川小学校の生徒が植樹

泉南市林野組合の主催のもと、市民の里において、砂川小学校4・5年生の生徒約200名による植樹が行われました。

用意された木は、ソメイヨシノ、ヤマモモ、アラカシ、コナラの計200本。生徒1人に1本の木が割り当てられ、植樹を行った木には、将来木が育った時、誰が植えたものなのかが分かるように、各生徒の名前の入りのプレートが取り付けられました。

ヤマモモを植樹した女子生徒は、「早く大きくなって欲しい。実がなったら食べてみたいです」、ソメイヨシノを植樹した男子生徒は、「植えるなら桜がいいと思っていたので、植えることが出来てうれしい。大きくなったら絶対花見に来ます」と話してくれました。（3月8日）

わくわくりんくう地域情報を放送中！

ケーブルテレビのチャンネル9では、泉州地域4市3町の地域情報番組「わくわくりんくう」を映像と文字番組で放送しています。



ただし、視聴するにはケーブルテレビへの加入が必要です。また、視聴できない地域がありますのでご了承ください。

今年度から泉南市の「わくわくりんくう」は1か月間1番組となっております。

- ▼1回目=9:00~11:20（泉南市は10:20~）
- ▼2回目=14:00~16:20（泉南市は15:20~）
- ▼3回目=22:00~0:20（泉南市は23:20~）

▼ケーブルテレビへの加入に関する問合せ=（株）ジェイコム関西・りんくう局

☎0120-089-344

▼問合せ=情報管理課（内線227）

タイトル	放送期間	番組の内容
せんなん 自慢の逸品 大集合	4月1日(土) ~ 4月30日(日)	地域に根ざした魅力ある店づくりを目的に行われている逸品発掘・創出事業の一環である展示即売会での各店自慢の逸品をご紹介します。

※番組の内容は予定ですので、予告なく変更する場合があります。ご了承ください。

近年、住宅火災による死者が増えていることやこれからの高齢化社会で同様の死者がさらに増加するおそれがあることから、当市火災予防条例の改正により、皆様が生きておられる住居等に火災警報器を設置することが義務づけられました。消防白書によると、火災警報器を設置すれば、死亡危険度が七割近く減少するとされています。皆様の命と財産を守るため、速やかに設置されるようお願いいたします。

暮らしの安全
みんなの手エツク！
住宅用火災報知器設置義務化!!
近年、住宅火災による死者が増えていることやこれからの高齢化社会で同様の死者がさらに増加するおそれがあることから、当市火災予防条例の改正により、皆様が生きておられる住居等に火災警報器を設置することが義務づけられました。消防白書によると、火災警報器を設置すれば、死亡危険度が七割近く減少するとされています。皆様の命と財産を守るため、速やかに設置されるようお願いいたします。



▼設置期日 Ⅱ 新築の住宅・平成十八年六月一日
▽既存の住宅・平成二十三年六月一日
▼設置しなればならぬ
Ⅰ 主な箇所 Ⅱ 寝室（就寝のために使用している部屋、寝室へ向かう階段の上端）
※台所にあつては設置義務はありませんが、住宅



砂川音頭・砂川おどり

昭和27年頃に創作

泉南市独自の盆踊りがあることをご存知でしょうか。終戦後、地元の人々の呼びかけでできたのが、この砂川音頭と砂川おどりです。当時、盆踊りは以前からあった山野音頭（三夜おどり）でしたが、信達町誕生をきっかけに新しいものをつくろうと、砂川奇勝遊園地やお菊松へのハイキングコースのほか林昌寺のツツジなど、当時町内にあった名所旧跡を歌詞に歌いこんでいます。「地域性のあるよい歌、ぜひとも後世に伝えたい」とは応募された方の強い願いです。

泉南市に関係し、所有者が大切に思い、活用したいと強く思うものであれば「せんなんのたからもの」。教育委員会ではみなさんがお持ちの「せんなんのたからもの」を募集しています。